

令和２年度入札契約制度改正について

R 2 . 4

財政政策課

北広島町では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を踏まえ、公正な競争の促進、適正な施工の確保を一層推進するため、令和２年度において次のとおり制度改正を行います。

１ 最低制限価格（建設工事）の算定基準範囲の変更

（１）算定基準

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費×0.55

（２）範囲

予定価格の 7.5/10～9.2/10（千円未満の端数は切上げ）

２ 工事請負金前払金の限度額の撤廃

請負代金額が 250 万円以上の場合、請負代金の 4 割以内で支払限度額を 5,000 万円（建築工事の場合、1 億円）として前払金の請求が可能としていましたが、支払限度額を撤廃します。

３ 測量・建設コンサルタント業務等の入札における最低制限価格の設定

（１）対象業務

- ① 測量業務
- ② 建築関係建設コンサルタント業務
- ③ 土木関係建設コンサルタント業務
- ④ 地質調査業務
- ⑤ 補償関係コンサルタント業務

（２）最低制限価格の算出方法

予定価格の 4 分の 3（千円未満の端数は切上げ）

※適用期日： 令和２年４月１日以降に指名又は公告を行うものから適用する。